

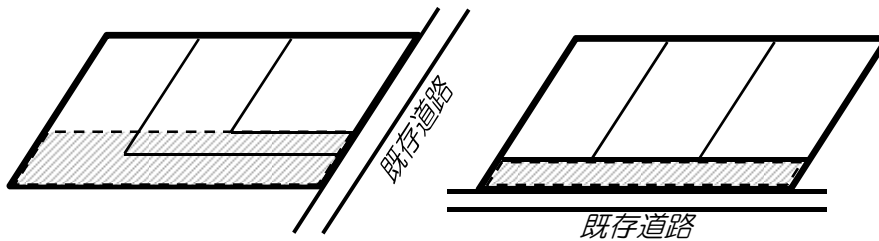
## 開発許可の適正な執行について

開発許可を受けることなく、事前着工により非自己用の一連の開発行為を行った土地の一部に、単体としては一見合法的な自己用住宅の開発行為の申請を行うことは認められませんので、事前着工を行うことがないように注意してください。

### 開発工事例（参考図）

#### ① 道路の形状を造る行為

(例) 舗装または排水施設(U字溝等)を設置



#### ② 造成する行為

(例) 切土または盛土、擁壁を設置

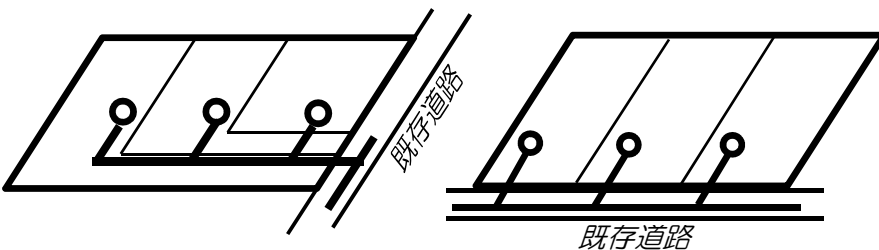


#### 〈凡例〉

- 一連の分譲計画地
- 画地
- 道路の形状
- 法面・擁壁
- 排水管・柵

#### ③ 給排水施設を設置する行為

(例) 画地または道路状の土地に給水管や量水器、排水管や排水柵を設置



〔参考〕開発行為とは？

主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことです。